

2014年9月22日  
大都販売株式会社

## 生産性向上設備投資促進税制のご案内

2014年1月20日より生産性向上設備投資促進税制が施行されました。

本税制を利用することにより、税制上の優遇措置、「購入資産の即時償却」または「税額控除」を受けることができます。

弊社におきましては、本税制を利用するための各種製品や製品データ等をご用意し、お客様の本税制ご利用のお手伝いをいたします。

是非、この機会に最寄りの弊社営業拠点までお問い合わせ下さい。

※本税制の詳細は、経済産業省の[生産性向上設備投資促進税制ページ](#)をご参照下さい。